

琵琶湖大橋有料道路の今後の方針について

1 「琵琶湖大橋有料道路の今後の方針」について

別紙のとおり

—補足説明資料—

- (参考資料1) 琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会で確認された道路網の課題と対策
- (参考資料2) 「琵琶湖大橋有料道路管理区間における課題と対策」説明資料

2 今後のスケジュールについて

- 年内には事業変更に同意する議案を上程予定
- 事業内容・料金・料金徴収期間などの申請内容について、国と相談の上、精査し、議会のご意見等を伺っていく。

琵琶湖大橋有料道路の今後の方針について

○「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」※のとりまとめ等を参考に、利用者の利便性の向上のために、事業を追加して建設有料事業を継続する方針とし、変更許可の手続きを進めていく。

※「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」

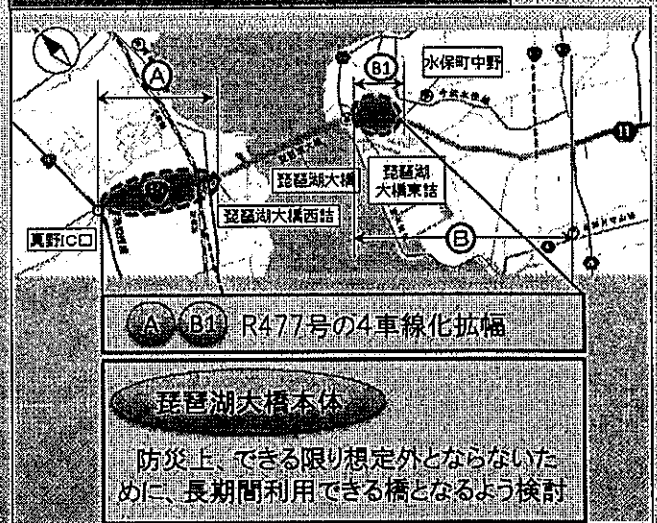
- ・琵琶湖大橋有料道路の今後の運営と維持管理について研究するため県が設置し、平成26年8月6日～平成27年2月4日にかけて計5回開催。
- ・学識経験者や地元行政職員などに加え、経済界および道路利用者団体で構成。

事業追加の理由

有料道路管理区間の解決すべき課題

- 琵琶湖大橋有料道路管理区間において現状で著しく混雑している区間がある。
- 湖西道路の4車線化等によりさらに混雑が増す予測をしている。
- 琵琶湖大橋が大規模地震に見舞われ、復旧に長期間必要となった場合の社会的影響は非常に大きいことから、耐震性能を向上させる必要がある。

(参考)研究会で検討された道路網の課題と対策



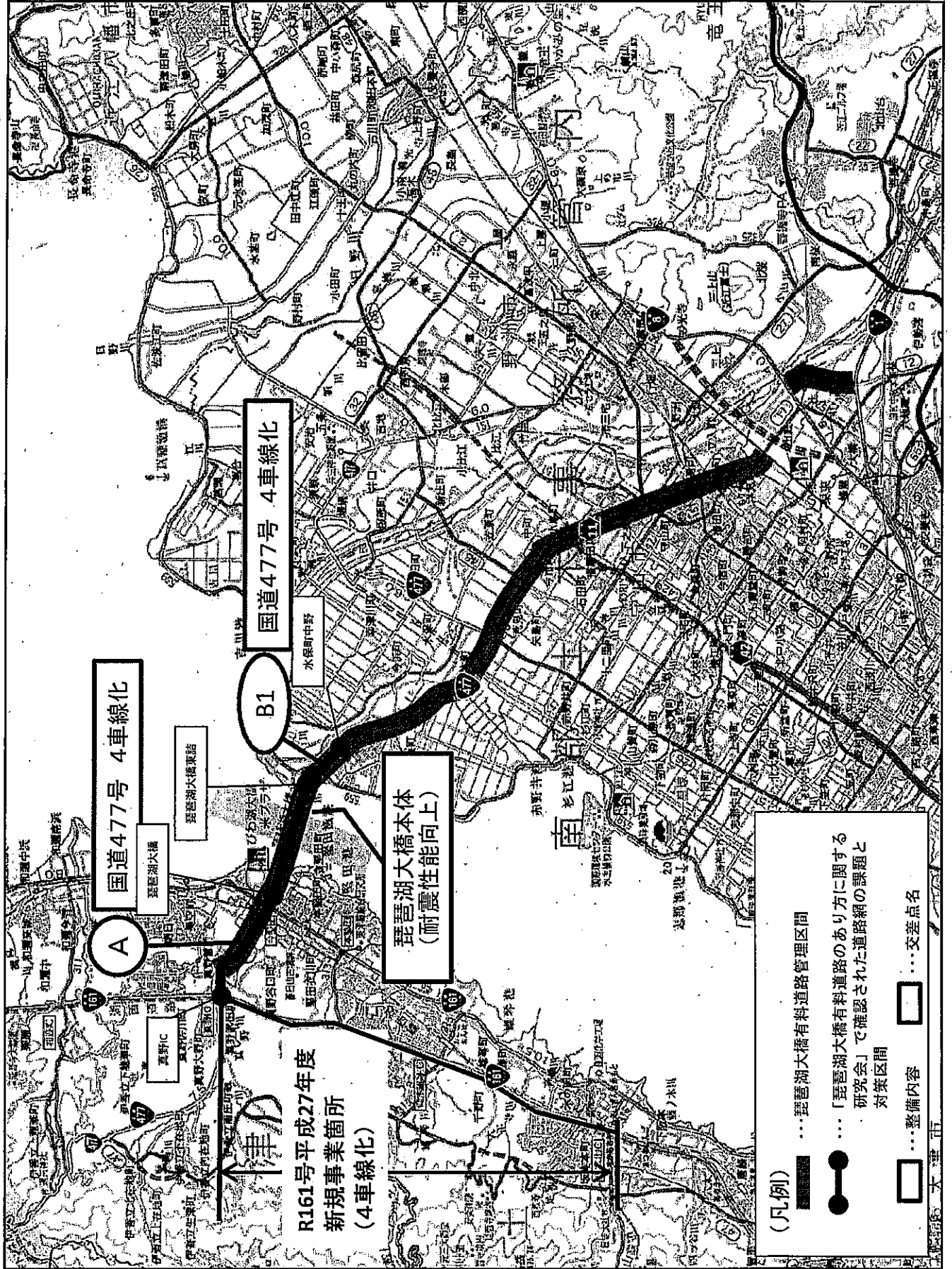
- A、本体、B1の区間の整備は、混雑緩和など琵琶湖大橋有料道路の利用者の利便性向上に寄与するものである。
- 国との相談により、県としては有料事業で可能と判断している。
- これらの整備について緊急に実施する必要があるが、現在の県の財政状況においては早期の事業化は困難である。

今後の手続き

- 県と道路公社において、追加する事業の事業費等を精査し、道路公社が許可権者である近畿地方整備局長に対して変更許可を申請する。
- なお、申請にあたっては、あらかじめ県議会の議決を経た上で、県が同意する必要がある。
- 変更に同意する議案については、申請のための書類を整えた上で、すみやかに議会に上程する予定(料金については利用者アンケートの結果なども踏まえ、検討中)。



琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会で確認された道路網の課題と対策



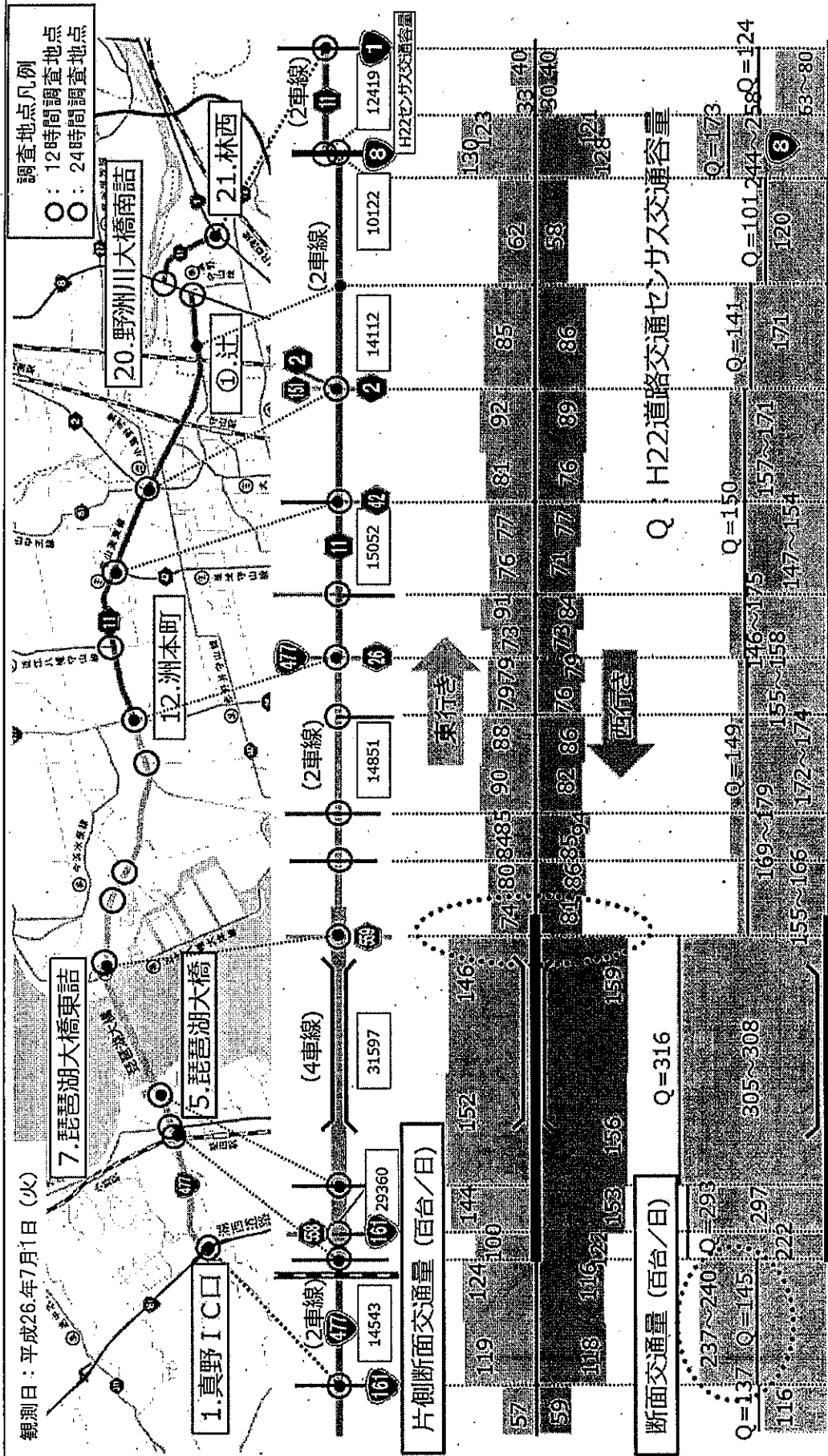
琵琶湖大橋有料道路管理区間に おける課題と対策

説明資料

道路網の課題

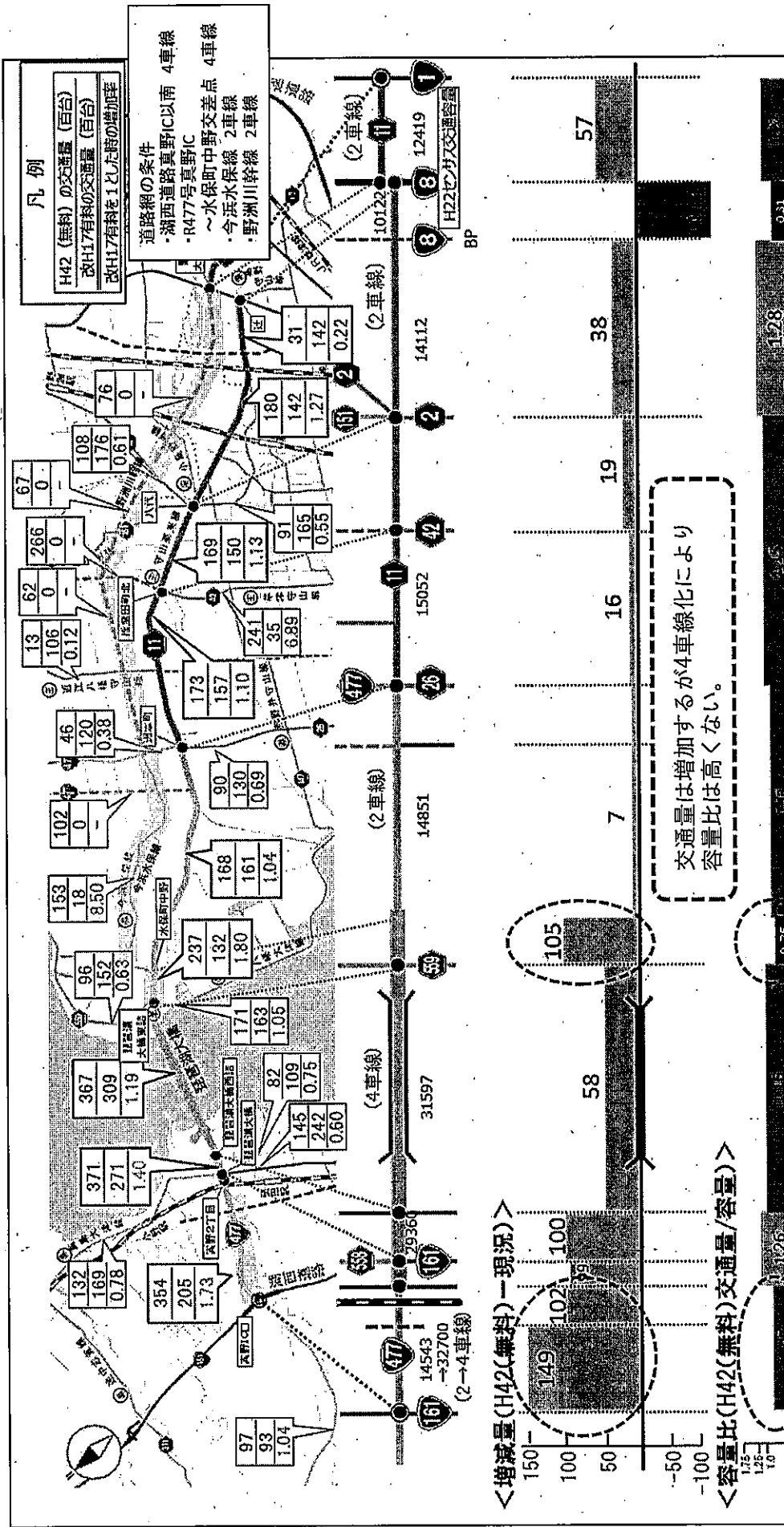
① 琵琶湖大橋有料道路管理区間の断面交通量 (実測)

琵琶湖大橋のあり方に関する研究会 第2回資料抜粋



片側断面交通量は西行き、東行きともに同程度。琵琶湖大橋東詰交差点において交通量の変化が大きい。交通容量に対する断面交通量は、国道477号（真野IC交差点～琵琶湖大橋交差点）において大きく超過。

②将来の道路網における交通量の変化（推計値） （将来、無料にしたらどうなるか）



(西側) 湖西道路の4車線化とR477の4車線化により交通量が増加する。⇒4車線化の整備が必要

(東側) 野洲川幹線と今浜水保線の整備により、有料道路管理区間の交通が分散する。

野洲川幹線の交通量は、7千台前後。⇒2車線によるネットワークの検討

琵琶湖大橋東詰～今浜水保線の4車線化により当該区間の容量比は低下する。